

平成 2 6 年

彦根愛知犬上広域行政組合議会
会 議 録

2 月定例会
(2 月 28 日)

彦根愛知犬上広域行政組合議会

〈第 1 号〉

彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会会議録目次

第 1 号 2 月 28 日（金）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
会議に出席した議員	1
会議に欠席した議員	2
議場に出席した事務局職員	2
会議に出席した説明員	2
開会	3
開議	3
会議録署名議員の指名（8 番 今村恵美子さん、9 番 小川喜三郎君）	3
会期の決定	3
議案第 1 号上程（管理者提案説明）	3
議案第 1 号（質疑・討論）	5
5 番 山内善男君 反対討論	5
議案第 1 号（採決）	6
議案第 2 号上程（管理者提案説明）	6
議案第 2 号（質疑・討論）	16
6 番 西澤伸明君 質疑	16
平成 26 年度一般会計予算 目 1 斎場管理費「地元協力金」について	16
山田総務課長 答弁	16
疋田事務局長 答弁	18
5 番 山内善男君 質疑	19
財務会計システム導入予算が計上されているが、議会に説明責任を果たしていない問題	19
山田総務課長 答弁	20
8 番 今村恵美子さん 質疑	22
平成 26 年度一般会計予算書歳入の改善を	22
山田総務課長 答弁	22
疋田事務局長 答弁	23
5 番 山内善男君 反対討論	25

議案第2号（採決）	25
一般質問	25
5番 山内善男君	質問	26
2月10日の湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会の会議内容について	26
山岸建設推進室長	答弁	26
16番 安澤勝君	質問	28
一般廃棄物処理施設の今後の見通しについて	28
山岸建設推進室長	答弁	28
8番 今村恵美子さん	質問	29
ムダづかいの大型改築にしないために	29
山田総務課長	答弁	30
谷川紫雲苑場長	答弁	31
疋田事務局長	答弁	33
6番 西澤伸明君	質問	35
ごみ問題における行政の基本姿勢について	35
山田総務課長	答弁	35
山岸建設推進室長	答弁	35
疋田事務局長	答弁	36
閉会	38
付録		
全員協議会（平成26年2月28日）	41

2月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会会議録（第1号）

平成26年2月28日（金）

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第1号上程（管理者提案説明・質疑・討論・採決）
- 第4 議案第2号上程（管理者提案説明・質疑・討論・採決）
- 第5 一般質問

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号上程（管理者提案説明・質疑・討論・採決）
 - 議案第1号 平成25年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第3号）
- 日程第4 議案第2号上程（管理者提案説明・質疑・討論・採決）
 - 議案第2号 平成26年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算
- 日程第5 一般質問

会議に出席した議員（17名）

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 3番 | 土田一善君 | 12番 | 本田秀樹君 |
| 4番 | 佐々木康雄君 | 13番 | 八木嘉之君 |
| 5番 | 山内善男君 | 14番 | 辻真理子さん |
| 6番 | 西澤伸明君 | 15番 | 安居正倫君 |
| 7番 | 深田治夫君 | 16番 | 安澤勝君 |
| 8番 | 今村恵美子さん | 17番 | 嶋中まさ子さん |
| 9番 | 小川喜三郎君 | 18番 | 外川善正君 |
| 10番 | 上杉正敏君 | 19番 | 北村收君 |
| 11番 | 田中滋康君 | | |

会議に欠席した議員（2名）

1番 木村 修 君

2番 渡辺 史郎 君

議場に出席した事務局職員

事務局 長 疋 田 武 美
事務局 次長 山 田 禎 夫
事務局 主幹 山 岸 将 郎
書 記 小 寄 智 彦
書 記 高 橋 大
書 記 寺 西 宜 久

会議に出席した説明員

管 理 者	大久保	貴 君	事 務 局 長	疋 田 武 美 君
副 管 理 者	北 川 豊 昭 君		総 務 課 長	山 田 禎 夫 君
副 管 理 者	村 西 俊 雄 君		中山投棄場長	水 森 豊 孝 君
副 管 理 者	伊 藤 定 勉 君		紫雲苑場長	谷 川 勝 彦 君
副 管 理 者	久 保 久 良 君		建設推進室長	山 岸 将 郎 君
会 計 管 理 者	長谷川 隆 司 君			

午後 1 時 58 分開会

○議長（北村收君） それでは、ただいまから、平成 26 年 2 月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、17 名で、会議開会定足数に達しております。

よって、平成 26 年 2 月定例会は、成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（北村收君） 日程第 1、本日の会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、8 番今村恵美子さん、9 番小川喜三郎君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（北村收君） 次に、日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村收君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日 1 日間と決定いたしました。

日程第 3 議案第 1 号上程（管理者

提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（北村收君） 次に、日程第 3、議案第 1 号平成 25 年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

〔高橋議会事務局書記朗読〕

○議長（北村收君） 提案者の説明を求めます。

管理者。

○管理者（大久保貴君） それでは、議案第 1 号平成 25 年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第 3 号）の概要について、ご説明申し上げます。

補正前予算総額 3 億 1,732 万 9 千円に対しまして、歳入歳出それぞれに 1,401 万 7 千円を減額いたしました。予算総額を 3 億 331 万 2 千円とするものでございます。今回の補正につきましては、昨年の 6 月組合議会臨時会で議決いただきました組合プロパー職員や彦根市からの派遣職員にかかります給与削減支給措置などに伴います人件費の減額、また、中山投棄場の工事請負費の入札によります執行残など、不用となった額について減額をお願いするものでございます。

詳細につきましては、事務局から説明を申し上げますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（北村收君） 続いて、事務

局からの詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山田禎夫君） それでは、お手元の議案第1号平成25年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算について説明いたします。先ほど管理者の提案説明にもございましたように、今回の補正につきましては、昨年の6月組合議会臨時会で議決いただきました特例条例に伴う給与減額支給措置によりまして、7月からの組合職員、彦根市からの派遣職員にかかります人件費の減額、また、中山投棄場の草刈りの賃金が不用になりましたことや、工事請負費など入札見積合わせによりまして執行残について、減額をお願いするものでございます。それでは、補正予算書の1ページをご覧いただきたいと思っております。今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,401万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億331万2千円とするものでございます。続きまして、2ページをお開きいただきたいと思っております。まず、歳出第2款衛生費、第1項衛生管理費575万4千円および、第3項清掃費826万3千円の計1,401万7千円を減額することに伴い、その減額分と同額を歳入第1款分担金及び負担金、第2項負担金を減額するものでございます。詳細につきましては、歳出から説明さ

せていただきます。5ページをお開きいただきたいと思っております。3歳出におきまして、第2款衛生費、第1項衛生管理費、第1目一般管理費の給料229万4千円、職員手当等140万9千円、共済費126万6千円、負担金補助及び交付金78万5千円のそれぞれの減額につきましては、先ほど申し上げましたように平成25年7月から特例条例に伴います給与減額支給措置によるもののほかで、合計575万4千円の減額をお願いするものでございます。第2款衛生費、第3項清掃費、第1目投棄場管理費の第7節賃金は、当初予算で除草作業を臨時職員で対応する経費をみておりましたが、職員が行いましたことによりその賃金分43万2千円を減額するものでございます。第11節需用費は、細節の修繕費の中で、浸出水処理施設修繕の修繕料に不用額が生じたことにより、94万7千円の減額をお願いするものでございます。第13節委託料は、水質検査委託業務ほかについて入札など執行残によりまして、不用額となります177万5千円の減額をお願いするものでございます。第15節工事請負費につきましては、遮水シート保護工事ほかの入札執行残で、不用額となります510万9千円の減額をお願いするものでございます。6ページにつきましては給与費明細書でござい

まして、今回の人件費の減額補正に伴います内訳でございます。最後に4ページをご覧いただきたいと思っております。2歳入におきまして、第1款分担金及び負担金、第2項負担金、第1目負担金、第1節市町負担金は、歳出の減額分と同額1,401万7千円を減額するものでございます。構成市町ごとの減額分につきましては、説明欄をご覧いただきたいと思っております。なお、人件費の減額分につきましては、斎場管理分、投棄場管理分、建設推進室分に区分して計算をさせていただいておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（北村收君） これより、質疑を行います。

質疑の通告書が提出されておられませんので、質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。討論はありませんか。山内善男君。

○5番（山内善男君） 議案第1号平成25年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算について、反対討論を行います。すでに条例の可決の際にも討論をさせていただいたので繰り返しになりますが、詳しくは述べませんが、この補正予算の削減の中にある労働者の賃金の削減分について、この10年間労働者の賃金が下がり続けるこのような状

況の中で、日本の経済状況が右肩下がりになっている、他の先進資本国と比べてもこのような異様な状況になっているのは日本だけです。その原因が労働者の賃金、あるいは国民の懐が非常に寒くなっている、このような政治状況から反映しているものだというふうに考えています。安倍総理も国会の中で野党の議員から追及されて、財界に対して労働者の賃金上昇を要請をする、こういう状況の中で国会の中が推移していると思えますけれども、それとは裏腹に国の方から地方公務員の賃金削減が指示をされました。しかし、この指示を受け入れるかどうかはそれぞれの地方自治体の自主的な判断、そのような部分も当然あるわけですから。私達はそのような状況の中で従う必要はないのではないか、労働者の賃金を引き上げて本当に国内需要を高めて経済を右肩上がりにしていく、そのようなことが今こそ求められているのだというふうに思います。そういう意味からも賃金の削減の補正予算、この部分については私達は納得できませんので、その部分についての反対討論といたします。以上です。

○議長（北村收君） 他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村收君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。議案第1号平成25年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算(第3号)を、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(北村收君) ご着席願います。起立多数であります。よって、議案第1号平成25年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号上程(管理者提案説明・質疑・討論・採決)

○議長(北村收君) 次に、日程第4、議案第2号平成26年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算を議題といたします。職員に議案を朗読させます。

〔高橋議会事務局書記朗読〕

○議長(北村收君) 提案者の説明を求めます。

管理者。

○管理者(大久保貴君) それでは、議案第2号平成26年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算の概要について、ご説明申し上げます。予算総額につきましては、歳入歳出それぞれ11億9,419万3千円とするものでございまして、前年度と比べますと8億7,952万4千円の増額となるものでございます。また、本年度か

ら2箇年にかけて紫雲苑改築工事を行いますことから、平成26年度から平成27年度までを期間といたしまして、限度額12億3,638万9千円の債務負担行為をお願いするものでございます。予算の詳細につきましては、この後、事務局から説明をいたしますが、中山投棄場、日夏投棄場の各施設の適正な維持管理、また、新規事業の財務会計システムの導入など簡素で効率的な事務事業運営が図れるとともに、住民サービスの向上が図れますよう、必要となる経費を精査し、計上させていただいたところでございます。特に、紫雲苑事業に関しましては、火葬事業を行いながら、新たな火葬場建設のための紫雲苑改築工事に着手いたしますことから、平成26年度にかかります工事に着手する経費を盛り込ませていただいたところでございます。各構成団体におかれましては、非常に厳しい財政状況下でございますが、当組合の運営にご理解をいただき、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(北村收君) 続いて、事務局からの詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長(山田禎夫君) それでは、議案第2号平成26年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算につきまして説明いたします。まず新年

度予算の概要について説明をいたします。平成 26 年度予算編成にあたりましては、消費税率の引き上げや各施設の電気料金、灯油、重油などの高騰などに対応するために経費節減に努めさせていただきました。新規事業といたしましては、財務会計システムの導入と紫雲苑の改築工事でございます。現在組合では、日々の会計処理、予算管理、予算の執行など一連の財務会計事務を手作業で行っているところでございます。構成市町や近隣の一部行政組合におかれましても、いち早く財務会計など行政事務の電算化が図られていることから、当組合におきましても財務会計システムの導入と事務局、紫雲苑、中山投棄場間を庁内 LAN を構築することで、財務会計業務の効率化と正確性を高めるとともに、所属への情報伝達や情報共有を迅速に行うことで、さらなる事務の効率化を図ってまいりたいと考えているところでございます。次に紫雲苑事業につきましては、昭和 60 年 4 月の供用開始以来 30 年目に入りますことから、平成 26 年度から平成 27 年度の 2 箇年をかけまして、火葬業務を行いながら、愛荘町を加えました 1 市 4 町で新たな火葬場建設のための紫雲苑改築工事を着工するものでございます。これらの新規事業にかかります経費につきましては、構成市町の当該年度

のご負担に極力ならないように、財務会計システム導入につきましては財政調整基金の取り崩し、紫雲苑改築工事につきましては斎場施設整備基金の取り崩し、充当するものでございます。また、斎場施設整備基金につきましては、平成 24 年度に 1 市 3 町で 1 億円の積立を行っておりますが、今回愛荘町に基金のご負担をお願いし再計算を行いまして、1 市 3 町には負担金の中で減額の調整を行っているところでございます。その他の新規事業といたしまして、公用車の更新がございます。工事期間中で紫雲苑の公用車の配車が必要でありますことから、本年車検を受けることとなります総務課の公用車を紫雲苑に配車し車検を受け、15 年経過をしている中山投棄場の公用車につきましては、車体の表面等に錆が出ていることなどから廃車処分いたしまして、総務課と中山投棄場の公用車につきましては、効率的で経費が安くつくというようなことからリースで対応する予算を計上しているものでございます。

それでは、議案書の 1 ページをご覧くださいと思います。第 1 条第 1 項では、平成 26 年度一般会計歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11 億 9,419 万 3 千円とすること、また、第 2 項では、歳入歳出予算の款、項の区分および金額は、第

1表歳入歳出予算によることを定めているものでございます。第2条は債務負担行為について定めているものでございます。続きまして、2ページをお開きいただきたいと思います。第1表歳入歳出予算でございますが、その詳細は、後ほど4ページからの歳入歳出予算事項別明細書により説明させていただきます。3ページをご覧くださいと思います。第2表債務負担行為でございます。紫雲苑改築工事については、工事契約期間が2箇年にわたりますため、平成26年度から平成27年度の期間で限度額12億3,638万9千円の債務負担行為をお願いするものでございます。4ページをお開きいただきたいと思います。まず1総括でございますが、歳入歳出予算の内訳を、予算科目の款の区分により、本年度と前年度とを比較しているものでございます。歳入歳出それぞれの予算の合計は11億9,419万3千円で、前年度との比較では8億7,952万4千円の増額となるものでございます。

続いて、各予算科目の詳細につきまして、説明をさせていただきます。5ページをご覧くださいと思います。

まず、歳入の内訳でございます。第1款分担金及び負担金、第1項分担金は、中山投棄場浸出水処理対策工事に借り入れました起債の償還経

費につきまして、各構成市町にご負担いただくものでございます。合計で626万7千円でございます。前年度比では、平成10年度債の完済に伴いまして466万1千円の減額でございます。また、各市町の負担額については、説明欄記載のとおりでございます。次に、第2項負担金は、当組合事業の斎場管理分、投棄場管理分、建設推進分に係ります管理運営の経費につきまして、構成市町にご負担いただきますもので、合計で10億7,691万4千円をお願いするものでございます。前年度比では、紫雲苑改築工事など歳出の事業費の増加に伴い8億269万3千円の増額でございます。各市町のご負担額につきましては、説明欄のとおりでございます。それでは6ページをご覧くださいと思います。第2款使用料及び手数料、第1項使用料は、火葬場と投棄場の各施設の使用料収入として、合計で2,864万6千円でございます。収入の積算につきましては、過去の使用料実績に基づき積算をいたしまして、第1節斎場使用料は2,455万円で、前年度比では85万円の増収を見込んでいるところでございます。次に、第2節投棄場使用料は409万6千円で、前年度比では17万6千円の増収を見込んでいるところでございます。次に、第3款財産収入、第1項財産運用収入、第1目

利子及び配当金は、各基金の預金利息として、合計で24万3千円でございます。前年度比では、定期預金の利率の減少に伴いまして10万5千円の減額でございます。それでは次に7ページをご覧いただきたいと思ひます。第4款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金は、864万3千円で財務会計システム開発等に要する経費に充当するもので、前年度比では皆増でございます。第4款繰入金、第1項基金繰入金、第1目斎場施設整備基金繰入金7,192万8千円は、紫雲苑改築工事等に要する経費に充当するもので、前年度比では皆増でございます。8ページをご覧いただきたいと思ひます。第4款繰入金、第1項基金繰入金、第1目退職手当基金繰入金は、退職手当基金の取崩しのための存目措置として1千円でございます。前年度比では同額でございます。次に、第5款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金は、前年度繰越金として150万円でございます。前年度比では同額でございます。9ページをご覧いただきたいと思ひます。第6款諸収入、第1項預金利子、第1目預金利子は、公金取扱事務担保金定期預金利息、歳計外現金決算利息として1千円でございます。前年度比では同額でございます。次に、同款、第2項雑入、第1目雑入は、紫雲苑

での骨箱、骨袋の売却代金、自動販売機の設置料、共済サービス事務手数料として5万円でございます。前年度比では同額でございます。以上が、歳入の内訳でございます。歳入合計の総額は11億9,419万3千円となるものでございます。

次に、歳出の内訳について説明をさせていただきます。10ページをご覧いただきたいと思ひます。第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費は議会運営に関する経費で合計で32万円をお願いするものでございます。議会に要する経費につきまして、これまで一般管理費でみさせていただいておりました需用費と役務費につきまして、平成26年度からは、議会費で計上することといたしましたことから、前年度比では13万2千円の増額でございます。その分につきましては一般管理費が減額となるものでございます。内訳につきましては、第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費、第9節旅費は、議員の費用弁償として、定例会2回、臨時会2回、全員協議会4回を見込んでおりました30万4千円でございます。前年度比では11万6千円の増額でございます。第11節需用費は1万3千円で、消耗品に8千円、食糧費に5千円を計上させていただいているものでございます。第12節役務費は、議員への議案等郵送にかかる

切手代として3千円計上させていただいているものでございます。それでは、11ページをご覧いただきたいと思っております。第2款衛生費、第1項衛生管理費、第1目一般管理費は、プロパー職員、派遣職員、臨時職員の人件費、および総務課にかかります経費で、合計で1億4,698万6千円をお願いするものでございます。前年度比では1,672万1千円の増額でございます。内訳につきましては、第1節報酬につきましては、監査委員、公平委員会委員、情報公開審査会委員、個人情報保護審査会委員の委員報酬として23万7千円をお願いするものでございます。前年度比では同額でございます。第2節給料は、プロパー職員7名と派遣職員8名の合計15名にかかります給料といたしまして、5,905万2千円をお願いするものでございます。前年度比につきましては、派遣職員の人事異動見込に伴いまして459万5千円の増額でございます。第3節職員手当等につきましては、プロパー職員と派遣職員にかかります職員手当といたしまして4,353万9千円をお願いするものでございます。前年度比では289万円の増額でございます。第4節共済費は、プロパー職員、派遣職員の共済組合負担金、嘱託職員、臨時職員の社会保険料等として2,018万3千円をお願いするもので

ございます。前年度比では85万1千円の増額でございます。ただいま説明いたしました第2節、第4節の人件費につきましては、平成26年度に交替されます中山投棄場長を正規職員で計上させていただいておりますが、派遣職員の関係もございまして、市町の職員の退職者が例えば派遣になった場合には、後に補正をお願いをさせていただこうと考えているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。次に、第5節災害補償費は、休業等補償のための存目措置として1千円でございます。前年度比では同額でございます。第7節賃金は、臨時職員として総務課1名、紫雲苑2名、投棄場1名の合計4名分で698万1千円をお願いするものでございます。前年度比では、来年度投棄場長を派遣職員で見込みましたので、臨時職員の賃金の見直しに伴い126万7千円の減額でございます。第9節旅費は、県、共済組合、互助会、職員研修会等の旅費で、3万円をお願いするものでございます。前年度より5万円の減額でございます。第10節交際費は、管理者交際費として2万円をお願いするものでございます。前年度比では同額でございます。12ページをご覧いただきたいと思っております。第11節需用費は、総務課で使用いたします事務用品等の消耗品費、公用車

の燃料費、管理者会議の食糧費、印刷物の印刷製本費、機器等修理、平成26年度に行います庁内LAN構築に伴います光回線工事費用の修繕料として、合計で69万8千円をお願いするものでございます。前年度比では2万8千円の増額でございます。第12節役務費は、電話代の通信運搬費、振込手続にかかります手数料、公用車の保険料、町内LAN光回線使用料分3箇月分として、合計で27万1千円をお願いするものでございます。前年度比では3万6千円の増額でございます。第13節委託料は、職員の定期健診など職員健康診断委託料、労働問題、不当要求、地元協力金、契約、情報公開請求などの時の法律相談に係る法律顧問契約業務、それから日常的な会計事務、予算決算など財務会計を効率かつ正確に行うため、平成26年度において財務会計システムなどを導入する経費で、366万6千円をお願いするものでございます。前年度比では354万5千円の増額でございます。第14節使用料及び賃借料は、事務機器のリース料、豊栄のさとの事務所使用料、ホームページサーバー使用料、総務課公用車リース代として159万1千円をお願いするものでございます。前年度比につきましては、総務課公用車をリースにすることに伴い25万2千円の増額となるものでございます。

第18節備品購入費は、財務会計システム導入にかかります経費で、財務会計システムを提供するコンピュータとなりますサーバー等の購入費に216万円。現在派遣職員のパソコンは派遣元から提供されております。メーカー、性能がばらばらであるというようなことと、システムに合った、システム導入に併せて統一したパソコンを購入する経費として、8台分の108万円、グループウェアを含む財務会計システム等に216万の計540万円をお願いするものでございます。前年度より皆増でございます。第19節負担金、補助及び交付金は、組合職員互助会補助金、職員研修センターの研修負担金、社会保険協会費など、529万1千円をお願いするものでございます。前年度比では、派遣職員の給料額の増加に伴います退職金負担金の増加により、43万5千円の増額となるものでございます。第22節補償、補填及び賠償金は、事故賠償金のための存目措置として1千円をお願いするものでございます。前年度比同額でございます。以上が第1項衛生管理費、第1目一般管理費で、合計1億4,698万6千円をお願いするものでございます。続きまして13ページをご覧くださいと思います。第2目財政調整基金積立金は、同基金の利息の積立として4万6千円でございます。前

年度比では、利率の減少に伴い1万1千円の減額となるものでございます。第3目投棄場重機・施設整備基金積立金は、同基金の利息の積立として4万1千円でございます。前年度比では、利率の減少に伴い1万円の減額でございます。第4目斎場施設整備基金積立金は、同基金の利息の積立として11万8千円でございます。前年度比につきましては7万3千円の減額でございます。第5目退職手当基金積立金は、同基金の利息の積立に加え、職員の基本給に所定の率1,000分の145を乗じた退職手当相当額を積立てるもので、合計で346万円でございます。前年度比では、組合プロパー職員1名減と負担金率が引き下がったことによりまして、115万8千円の減額となるものでございます。以上が第1項衛生管理費で、合計1億5,065万1千円をお願いするものでございます。続きまして14ページをご覧くださいと思います。第2款衛生費、第2項保健衛生費、第1目斎場管理費は、火葬場紫雲苑の維持管理と改築工事に要する経費で、合計で9億6,147万3千円をお願いするものでございます。前年度比では改築工事が着工されますことから、9億662万5千円の増額となるものでございます。内訳につきましては、第8節報償費は紫雲苑事業に愛荘町が加入

にすることに伴います地元協力金で、多賀町敏満寺区に1,500万円、富之尾区に165万円を支払うものでございます。財源は愛荘町に全額ご負担をいただくもので、前年度比は皆増でございます。第9節旅費は、普通旅費として5万5千円をお願いするものでございます。前年度比では3万5千円の増額でございます。第11節需用費は、事務用品や作業服、火葬業務用の消耗品費、火葬用灯油等の燃料費、来客用茶葉の食糧費、印刷物の印刷製本費、施設の電気水道代の光熱水費、火葬炉設備等の修繕料として、合計1,466万1千円をお願いするものでございます。細節別につきましては説明欄の記載のとおりでございますが、その内修繕料の311万8千円につきましては、火葬設備の修繕として日々の業務に支障を来たさないよう、また、平成27年度からは新しい火葬炉の運転が予定されていますことから、火葬炉設備の経年劣化に伴います必要となる最小限の修理を予定しているものでございまして、前年度比では、需用費全体では修繕料の減少等に伴い52万2千円の減額でございます。続きまして、第12節役務費は、電話、郵便代の通信運搬費、浄化槽法定点検の手数料、建物火災保険の保険料として、合計で36万4千円をお願いするものでございます。前年度比で

は、紫雲苑に公用車を配車することから車検手数料、自賠責保険等に伴い5万8千円の増額となるものでございます。第13節委託料は、施設の維持管理に必要となります説明欄に記載の委託業務を行いますもので、14ページから15ページにわたって、説明欄一番下の紫雲苑改築工事設計監理委託業務までの業務について、合計で2,535万1千円をお願いするものでございます。前年度比では、1,486万8千円の減額となるものでございます。なお、説明書のとおり予算を計上させていただいておりますが、紫雲苑改築工事期間中のため実施できない委託業務が発生し、予算が残るようなことになった場合には、減額の補正で対応をさせていただきたいと考えているところでございます。第14節使用料及び賃借料は、事務機器、ガス警報機リース料、NHK受信料として11万円をお願いするものでございます。前年度比では1千円の減額でございます。第15節工事請負費は、平成26年度から2箇年工事を予定しております紫雲苑改築工事に要する経費で、平成26年度分として9億417万9千円をお願いするものでございます。前年度比では皆増でございます。第19節負担金、補助及び交付金は、日本環境斎苑協会会費、研修会等出席負担金で9万4千円をお願いするもの

でございます。前年度比では3万9千円の増額でございます。第27節公課費は、公用車重量税印紙代で9千円をお願いするものでございます。前年度より皆増でございます。以上が第2項保健衛生費で、合計9億6,147万3千円をお願いするものでございます。16ページをご覧ください。第2款衛生費、第3項清掃費、第1目投棄場管理費は、中山投棄場と日夏投棄場の維持管理に要する経費で、合計で7,388万2千円をお願いするものでございます。前年度比では、平成25年度に行いました覆土置場復旧及び最終覆土工事など大きな工事が無いことなど、3,805万8千円の減額となるものでございます。内訳につきましては、第4節共済費は、投棄場の搬入物検査等の臨時職員にかかります労災保険料として9万1千円をお願いするものでございます。前年度比では5千円の減額でございます。第7節賃金は、投棄場の臨時職員にかかります賃金として693万3千円をお願いするものでございます。前年度比では、除草作業の経費をカットしたことにより、43万6千円の減額でございます。第8節報償費は、投棄場建設時の地元との覚書により自治会等に支払う地元協力金、環境保全対策費として185万円をお願いするものでございます。前年度比で

は 100 万円の減額となるものでございます。内訳につきましては説明欄記載のとおりでございます。第 9 節旅費は、普通旅費として 2 万 2 千円をお願いするものでございます。前年度比では 2 千円の減額となるものでございます。第 11 節需用費は、事務用品や作業服等の消耗品費、重機、ダンプ等の燃料費、会議用茶葉の食糧費、印刷物の印刷製本費、施設の電気水道代の光熱水費、浸出水処理設備や重機等の修繕料として、合計で 2,628 万 6 千円をお願いするものでございます。細節別につきましては説明欄に記載のとおりでございます。よろしくお願いいたします。第 12 節役務費は、電話、郵便代の通信運搬費、重機の法定点検の手数料、公用車、重機の車検代、保険料として、合計で 84 万 2 千円をお願いするものでございます。前年度比では、重機特定自主検査手数料が値上がりしましたことから、増額等により 6 万 4 千円の増額でございます。第 13 節委託料は、16 ページから 17 ページにわたっておりますが、施設の維持管理に必要となります説明欄記載の委託業務を行うもので 3,594 万 1 千円をお願いするものでございます。第 14 節使用料及び賃借料は、事務機器のリース料、公用車リース料等として 25 万円をお願いするものでございます。前年度比では 74 万 8 千円

の減額でございます。これは、平成 25 年度におきまして中山残土の置場借り上げが終了したことに伴い、減額となるものでございます。第 16 節原材料費は、覆土用山土、碎石の購入費として 152 万 3 千円をお願いするものでございます。前年度比では、山土単価の値上げに伴いまして 5 万 1 千円の増額となるものでございます。第 19 節負担金、補助及び交付金は、県廃棄物適正管理協議会会費、研修会等出席負担金として 1 万 5 千円をお願いするものでございます。前年度比では 5 千円の増額でございます。第 27 節公課費は、公用車の車検に係る重量税・印紙代として 12 万 9 千円をお願いするものでございます。前年度比では 7 千円の減額でございます。以上が第 3 項清掃費、第 1 目投棄場管理費で、合計 7,388 万 2 千円をお願いするものでございます。続きまして 18 ページをご覧くださいと思います。第 2 目塵芥焼却場費は、新しいごみ処理施設にかかります建設推進室の運営に要する経費で、合計で 60 万円をお願いするものでございます。前年度比では 1 万 7 千円の増額となるものでございます。内訳につきましては、第 9 節旅費、普通旅費として 5 万 3 千円をお願いするものでございます。前年度比 7 千円の減額となるものでございます。第 11 節需用費は、建設

推進室で使用いたします消耗品費、燃料費、合計で 28 万円をお願いするものでございます。前年度比では 1 万 6 千円の減額となるものでございます。第 12 節役務費は、郵便代など通信運搬費 4 千円、公用車の保険料 1 万 4 千円として、合計 1 万 8 千円をお願いするものでございます。前年度比につきましては 1 万 1 千円の減額となるものでございます。第 14 節使用料及び賃借料は、公用車のリース料として 20 万 3 千円をお願いするものでございます。前年度比では 6 千円の増額となるものでございます。以上が第 3 項清掃費、第 2 目塵芥焼却場費で、60 万円をお願いするものでございます。第 3 項清掃費の合計といたしましては、投棄場管理費と塵芥焼却場費を合わせて 7,448 万 2 千円をお願いするものでございます。続きまして 19 ページをご覧くださいと思います。第 3 款公債費、第 1 項公債費は、起債の償還に係る経費でございます。第 1 目元金の償還額は 597 万 5 千円、次の第 2 目利子の償還額は 29 万 2 千円で、合わせまして 626 万 7 千円をお願いするものでございます。前年度比では、日夏投棄場の脱水機建設に伴います平成 10 年度債の完済に伴い、466 万 1 千円の減額となるものでございます。続きまして 20 ページをご覧くださいと思います。

第 4 款予備費、第 1 項予備費、第 1 目予備費は、100 万円をお願いするものでございます。前年度比では同額でございます。以上が、歳出の内訳でございますして、歳出合計は 11 億 9,419 万 3 千円をお願いするものでございます。

続きまして、21 ページから 24 ページにかけては給与費明細書でございますして、予算書の人件費にかかる内訳明細でございます。21 ページは特別職の給与費で増減はございません。22 ページにつきましては一般職の給与費に関しまして明細に関する資料でございます。

続きまして 25 ページをご覧くださいと思います。25 ページの上段につきましては、債務負担行為の事業の支出予定額等に関する調書でございます。紫雲苑休日等火葬業務委託について、平成 27 年度までの 5 箇年の債務負担の議決をいただいております。平成 26 年度から平成 27 年度までの 2 箇年で 4,081 万 2 千円の支出限度額で、平成 26 年度には 302 万 4 千円の支出を予定しているところでございます。

次に、下段は、起債残高の見込みに関する調書でございます。平成 26 年度は新規の起債借入れ予定がございませんので、元金 597 万 5 千円を償還いたしまして、平成 26 年度末現在高は表の一番右でございますけれ

ども、2,280万7千円の予定となるものでございます。

以上で、平成26年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算の説明とさせていただきます。ご審議につきまして、よろしくお願いたします。

○議長（北村收君） これより、質疑を行います。質疑の通告書が提出されておりますので、発言を許します。質疑は一括でお願いいたします。6番西澤申明君。

○6番（西澤申明君） 議案書の14ページに関わります地元協力金についてであります。会議が開かれる前に資料が配られておりまして、愛荘町加入に関わる地元協力金の経過についてというのが提示されました。この経過は勿論なんです、理由がこの中には述べてありません。改めて今回愛荘町が加入することにあたっての、どういう理由からかという点で説明を願いたいのが1つです。

それから2つ目は、敏満寺区、富之尾区へのそれぞれの金額になった、言ってみれば計算根拠、これがどういうものであるか示していただきたいと思えます。それから3つ目に、当初建設時にも協力金を支払っておられるというように思いますが、それをプラスをしますと、それぞれ敏満寺区と富之尾区がいくらになっているのかというところの提示

と説明をお願いしたいわけです。そして、愛荘町が追加をして加入をすることによって、支払う必要性がどういうところから出てきたのか、説明をお願いしたいと思います。

○議長（北村收君） 総務課長。

○総務課長（山田禎夫君） お答えをさせていただきますと思います。まず1点目の経過と理由につきましてでございますが、地元協力金の経過につきましては、2月21日開催の組合議会全員協議会で説明をさせていただいたところでございますが、お手元に配布させていただきました資料、愛荘町加入にかかる地元協力金の経過についてにより答弁させていただきたいと思えます。昨年の6月に、愛荘町から組合あてに斎場業務加入について文書で申出がございました。これを受けまして、組合から当初建設時1市3町で地元同意をいただいている多賀町の敏満寺区、富之尾区の2区長に新たに愛荘町が加入することについての同意、承諾を求めたところでございます。地元2区長から、基本的に、愛荘町加入について承諾しました。現施設建設時点において、構成市町が応分の負担で地元協力謝金を考慮いただいた経緯があることから、今回についても地元協力謝金について配慮願いたい旨の回答がございました。この回答に対しまして、組合から愛荘町に

具体的な考え方をお聞きしましたところ、愛荘町の加入について地元の理解をいただいたことから、建設当時に関係市町が負担された状況を参考に、応分の負担をさせていただきたいと考えている旨の回答をいただきました。このことが今回改めて地元協力を支払うに至りました経過でございます。次に、地元協力金支払いの理由につきましては、現施設建設当時同様に、地元の協力、合意なしでは愛荘町の加入は進めることができないという認識からでございます。

次に2つ目の、敏満寺区、富之尾区のそれぞれの金額の根拠はということについてのご説明をさせていただきます。愛荘町から、現施設建設当時に関係市町が負担された状況を参考に応分の負担をする旨の回答を受けましたことにより、現施設建設当時、敏満寺区に支払いました地元協力金5,500万円を基に、当時1人当たり支払った金額497円に当時の愛荘町の人口17,016人を乗じまして、そのうえに物価変動、消費者物価指数の割合77.62を加味いたしまして、敏満寺区につきましては1,500万円とし、富之尾区につきましては、建設当時、敏満寺区協力金の11%相当額となっていましたことから、そのことに準じまして、1,500万円の11%の165万円とした

ところでございます。

続きまして3点目の、当初建設時の地元協力金を含めるとそれぞれの金額はという問いでございますが、敏満寺区には当初建設時5,500万円と今回の1,500万円の計7,000万円、富之尾区には当初建設時600万円と今回の165万円の計765万円でございます。また、地元協力金については現施設建設当時に関係市町が負担されていますことから、今回、新たに愛荘町が加入される際にも地元の求めに応じまして、愛荘町が同意し、支払うことは必要であるというふう考えられます。以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（北村收君） 西澤伸明君。

○6番（西澤伸明君） ただ今説明いただきましたけれども、そもそもの地元協力金の考え方自体に納得のいかないものであります。それは調べてみますと、地元協力金についてはいくつも監査請求や裁判、住民側が提訴をされています。その1つ大津地裁の判決は、住民側が勝訴で確定をしています。そこで、今の説明に対して再質問をいたしますが、1つは迷惑料という性質の支出金というように説明がございましたが、どのような迷惑、そしてどのような実害を周辺自治会に与えているのか説明を願いたいと思います。

2つ目に、地元協力金の交付基準、

これはいくつか調べてみますと奈良県直営の競輪場の地元周辺に、県が支払っている交付基準などが書かれています。そういう点で、今回、従来も含めまして交付要領が書面で策定しているかどうか、書面で策定していましたら議会に提出すべきだと、判断をしたいわけですし議会がそのことを干渉する義務、必要がありません。その点で2ついかがですか。

○議長（北村收君） 総務課長。

○総務課長（山田禎夫君） まず1点目のことですけれども、先ほど答弁いたしましたように地元の協力、同意なしはということで、地元の方から説明をして、建設当時の市町が応分の負担されたものと同じものをいただきたいという求めに応じまして、対応をさせていただいたところでございます。

それから2点目の交付基準については、要綱というものは定めておりません。あくまでも地元の求めによるものの建設当時の応分の負担の額を根拠に、当時の人口、あるいは年数が経過しておりますから消費者物価指数などの率を加味いたしまして、計算をさせていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（北村收君） 事務局長。

○事務局長（疋田武美君） 補足します。今の迷惑料の関係でございます。こういう施設を建てる場合には

都市計画決定をしなければならないということがございます。都市計画決定するということに対しまして、地元の同意が必要だという基準がございまして、どうしても愛荘町の方で都市計画決定をしていただかなくてはならない。それには地元の同意が必要になってくるということがございますし、都市計画決定の中での都市計画法第11条によるこういう施設ということは、迷惑施設ということでございます。そういうことから今回支払うというご判断をいただいたというふうに考えているところでございます。そして、交付要綱につきましても、補助金ではございませんので交付要綱は必要はないというふうに考えるところでございます。顧問弁護士の方にご相談いたしましたところ、相手方との覚書、契約によって支出することに対して違法性はないというふうにご指示いただいておりますので、そういうもとに基づいて支出するものでございます。以上でございます。

○議長（北村收君） 再再質疑あります。西澤伸明君。

○6番（西澤伸明君） 回答になってないです。迷惑料という割には、どういう実害、どういう迷惑がかかっているか、風評であれば風評の被害がどのような形で出てくるかという説明がいただきたいわけですか。

先ほどの説明の中で、地元の合意がなければ前へ進めない、つまり愛荘町の加入ができない。今回1,500万と165万の金額を愛荘町が加入することによって、追加をして支払うというのは法的要件では全くないわけでしょう。そういう点では今回愛荘町が紫雲苑に参入することと、それから愛荘町の加入が1つ増えるということ、周辺自治会に迷惑行為を増大するという根拠そのものに疑問が残るわけです。ここの点で法的な位置づけも無しに、金額の基準計算も1人当たり497円、当初そういう計算だったということではありますが、それは5,500万を割っただけの話でありまして、そして物価の上昇や愛荘町人口を加味した計算が今回こうなったということではありますが、そもそもところの迷惑行為、つまり最新の設備を導入をして火葬業務を行う、また現在やってきているわけで、その中でのトラブルや臭い等そういう実害が実際に発生をして、富之尾区、敏満寺区から被害申請なり苦情の申し立てなり請求なりがあったのかどうか、説明願います。

○議長（北村收君） 事務局長。

○事務局長（疋田武美君） 今、西澤議員の方からご質問がございました富之尾区なり敏満寺区の方からの迷惑というかそういうものに対しての申し出は、現在は私どもは直接は

お聞きはしておりません。ただ、このような迷惑施設とされるような施設の円滑な遂行の目的のために、地元協力金の支出は地元住民の理解と協力を得るために必要な経費であるというふうに、平成17年7月14日の滋賀県が下水道処理施設にかかる環境対策負担金として公金を支出しました裁判、大阪高裁での判決でも出ておりますけれども、地方自治法第232条第1項の事務処理経費に当たるとして認めておられますので、今回は適法だということでございますし、最初のご質問の関係はまだ私どもの耳にははいておらないということでございます。以上でございます。

○議長（北村收君） 通告提出順2番目であります山内善男君。

○5番（山内善男君） それでは、通告に従って質問をさせていただきます。7ページの繰入金のところでは864万3千円財務会計システム開発等充当額、それから12ページの歳出のところでは13節、14節、18節のいわゆる財務会計システムに関連する費用の合計額が848万9千円というふうな形で計上されております。今回の予算額は11億9,400万あまりですけれども、通常の前算でいきますと約3億円程度の前算額の執行になっておりますけれども、このような金額の執行状況の

中で約1千万円近い額を投入するシステムの導入については、やはり議会にもう少し丁寧な説明が必要なのではないかというふうに思います。特に彦根市の予算とかということで全体の予算の中で1千万となると、あまり細かいところまで説明しだすと当局側も大変なのでその辺りは理解できますけれども、全体額3億円程度の予算の中で新たに1千万近いお金を使うという予算の使い方については、やはり住民から選出されている議員に対してはもう少し丁寧な説明が必要なのではないかというふうに思いますが、その点でのシステムの説明や必要性、また費用対効果など含めて議会に対して説明責任が果たされていないように思いますがどうでしょうか。

○議長（北村收君） 総務課長。

○総務課長（山田禎夫君） お答えいたします。まず1点目のシステムの説明と必要性についてご説明させていただきたいと思います。先ほど説明いたしましたように、当組合の財務会計業務につきましては、予算要求から予算編成、予算書の作成、予算の執行、管理、決算書の作成、日常の会計処理まで幅広い事務作業となっているところでございます。当組合では現在、これらの一連の事務につきまして、手作業により関係書類の作成を行っております。担当

や所属ごとにデータが管理されておりまして、統一された事務の形態にはなっておらず、限られた職員がデータを個々に管理をしている状況でございます。そこで、人事管理上、会計事務を担当する職員は不正防止の意味からも適時異動させる必要があります。当組合のように限られた職員の中での人事異動を考える時には、財務会計業務にかかりますデータが一元化されまして、プロパー職員、派遣職員誰もが簡単に操作ができる環境が必要であると考えているところでございます。これらのことから、今回の財務会計システム導入は、財務会計業務を平易にすると共にデータの一元化を図り、これまで手書きであった予算差引簿が不要になりますことや予算管理、出納管理、決算など一連の財務会計業務が迅速に処理することで、業務量の抑制に努めて、適正な会計処理と効率的かつ合理的な事務処理を図るものでございます。なお、近隣の一部事務組合における財務会計システムの導入状況につきましては、湖東広域衛生管理組合、愛知郡広域行政組合、八日市布引ライフ組合、中部清掃組合、湖南広域行政組合、湖北地域消防組合が導入されていると聞きおよんでいるところでございます。

続きまして2点目の費用対効果で

ございますが、今回の財務会計システムの導入に伴います業務量の削減時間の見込みといたしましては、270時間程度の時間外業務量削減効果を見込んでおります。人件費におきまして一日当たり0.5人分の削減効果を見込んで、その分で限られた人員の中で契約業務などの体制作りも考えてまいりたいと思っております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（北村收君） 再質疑ありますか。山内善男君。

○5番（山内善男君） 他のところでも導入されているというご説明がありました。860万程度の費用の投入が必要だということと、あと年間のメンテナンス費用も当然必要になってくるというように思われます。その年間のメンテナンス費用がどれくらいかかるのかということと、それから今おっしゃった人件費の削減後に対する費用対効果については、いわゆる費用が効果を上回るということで理解していいのでしょうか、2点よろしくお願いいたします。

○議長（北村收君） 総務課長。

○総務課長（山田禎夫君） 年間の財務会計システムの保守料につきましては、1月12万円で年間で144万円の保守料がかかるものでございます。その他光回線使用料として月額7,200円が必要となるものでござ

います。それから2点目の今回の予算の削減効果を上回るのかどうかということについては、状況をみてみたいというふうに考えているところでございます。

○議長（北村收君） 再再質疑ありますか。山内善男君。

○5番（山内善男君） 多分他の所でも導入もされてるし、当局側は必要だとおっしゃるので多分今の時代に併せて必要なんだと思うんです。思うんですが、やはりこの財政規模に対して1千万近いお金を使い、そしてまた年間の費用も約150万ぐらいの費用がいくっていくということですから、ちょっと私達が聞いただけでは本当に必要なのかどうかというのが十分検証できないわけです。例えば、全員協議会の中でももう少し詳しい説明をしていただかないと、本当にこれだけの費用をかけて、そしてまた年間のメンテナンス費用150万かけて、本当に事務の効率化がそれに匹敵するぐらいできるのかどうかというのが、私達自身は十分検証できる時間を持ち合わせていなかったということです。そういう意味で、やはり財政規模に対して1千万円近いお金を投入するわけですから、もう少し丁寧な説明が必要であったというふうに指摘をしておきたいと思えます。以上です。

○議長（北村收君） 通告提出順3

番目。8番今村恵美子さん。

○8番（今村恵美子さん） それでは私からは、5ページの歳入予算の中で分担金及び負担金の問題なのですが、これは負担割合が均等割20%、それから人口割が80%というのが当組合規則第12条の2項の負担金の額といったところからこういったことが決まっているわけですが、過日の全員協議会で紫雲苑改築工事経費ということで、1市4町の起債分担金の算定基準は人口割で計算されたということを説明されておられましたので、それはそれで一歩前進かなと思ったんですけれども、やはり広域事業、当組合としては1市4町が対等、平等の関係でそれぞれ負担割合をしていくというところを大前提にすべきだと以前から申し上げてますけれども、そういった中で組合規則の負担割合を人口割100%に変更していくという方向を、管理者の方でも考えていくべき段階にきているのではないかと思いますので、これについての見解を伺いたしたいと思います。

○議長（北村收君） 総務課長。

○総務課長（山田禎夫君） お答えをさせていただきます。平成26年度予算編成にあたりまして、負担金の割合につきまして構成市町の財政主管課長、主管課長にお集まりいただきまして、計3回検討いただいたと

ころでございます。財政主管課長、主管課長の主な意見といたしましては、事業運営を市町単独では割高になりますので共同処理することによってメリットがでるんだと、その時に固定経費については、基本的に均等割の考え方が必要になったのではないかと。2つ目は、構成市町がそれぞれに責任を持つという意味からも均等割があるのではないかと。どこの団体でも均等割を設けているのではないかと。なぜ均等割が必要なのか、次に現行の均等割20%について、その妥当性について検討しなければならぬのではないかと。そういったようなご意見でした。最終、検討の結論といたしましては、人件費など経常的な経費については、構成市町の発言権を担保する意味でも均等に負担することが必要あり、近隣の組合も均等割を採用していることなど、均等割は必要との財政主管課長、主管課長の意見でございました。また、現行の均等割20%の妥当性につきましては、過去3年間の経常経費に占める人件費の割合が平均で25.6%でありますことから、20%は妥当であるとの検討結果でございました。このようなことから、現時点では人口割100%に変更するということは考えておりませんのでご理解願いたいと思います。以上でございます。

○議長（北村收君） 再質疑ありま

すか。今村恵美子さん。

○ 8 番（今村恵美子さん） 今、課長の方から1市4町の財政主管課長などと検討して、今の均等割というのが構成市町の中でも必要だというふうな話でまとまったということをお聞きしましたけれども、私がずっと申し上げているのは、共同事業というのは、どの市どの町にとっても自分の所で自治体だけで取り組めば経常経費も事業費も全ての面でコストが高くなるということで、必要な葬祭、葬儀といったような事業というのは生活に密着しているからこそ共同事業でやる方が効率的で経費も少なくて済むということで始まっているというのはよく分かるんです。でも、経費の問題で人件費とかの部分で均等割が必要だとか、そういう諸々のお話というのは私は基本的にはこの広域行政組合管内のそれぞれの市町の住民さん、その人たちの全体の事業として取り組んでいるわけですから、そこに住む住民さんの負担を同じ基準にして、それから共同事業をやっていくというのが基本じゃないかと思うんです。経常経費の中で人件費部分は均等割にして、大きな自治体も小さな自治体も一緒にやるべきだという形で、今行政担当の方からそういう話は出ておりますけれども、これからの世の中は、どんどんどんどん日本は人口減少社会

に進んでいくわけですから、広域の中で必要な共同事業がこれからもどんどん需要性が出てくるわけです。そうなった場合に、均等割の部分を作るというよりも全体の中のどこの市、どこの町に住もうが同じ負担割合でみんなで経費を少なくして、必要な事業を共同事業でやっていく。これからはそういった時代に、日本は特にそういうことをしていかなかったらいけない時代になっていると思うんです。そういった面で、私は今回紫雲苑の改築では起債の負担金がそういう形になってきているということで、管理運営部門に関しても運営規則の検討、見直しが必要ではないかなということで意見をあげさせていただいております。広域組合で均等割を設定している所は多いですけれども、今後の課題として、本来均等割、自治体毎に分けるという考え方が必要なかどうか、そういったことを再度理事者側で再検討していただきたいなということで、それについて答弁もらえたら結構です。

○ 議長（北村收君） 事務局長。

○ 事務局長（疋田武美君） 全て人口割 100%にいたしますと、例えば今の1市3町でございましたら、彦根市が今 71%ぐらい負担しているところが 83%ぐらいになり 12%増え、豊郷、甲良、多賀はそれぞれ 9%ぐらいが 5 パーセントになるという

ことで4%下がるということになります。愛荘町が入っていただく1市4町での共同処理を考えてみますと、彦根が62%が72%で大体10%上がる。豊郷、甲良、多賀が8%が5%で3%下がる。愛荘町が14%が13%で1%下がるという状況になると思います。こうなった場合、今までみんなで共同でやってきたけれども、そんなに増えたならば、10%も13%も増えたなら、それだったら単独でやっていった方がいいのではないかという、単独と同じでないかというご意見も出てくると思います。そうした時に、せっかく共同でしていること自体が終わってしまうということをお私個人に危惧しているのをございます。議員の言われることも、その流れがあるかも分かりませんが、私としてはそういうことを危惧しておりますので、ちょっと予見して述べさせていただきます。以上でございます。

○議長（北村收君） 再再質疑ありますか。今村恵美子さん。

○8番（今村恵美子さん） 今、局長の危惧というのも、確かにそういうふう彦根市の負担割合が増えれば、彦根市自体は単独の方がいいのかなというふうに思われるのかなと思います。けれども、葬祭事業とかごみの共同処理事業というのは、単独でやると効率が悪く経費もかかる

ということで、ずっと広域共同化、広域一部事務組合が全国的に進んできたわけじゃないですか。豊郷町の場合でも、事業の関係で一時単独で火葬業務をやったこともありましたが、単独でやるということが経費が安くなるわけではないんです。ですから、そこで大きな自治体も小さな自治体も両方にメリットがあるわけですね。彦根市だって単独でやったら結果的には高いんです。だからみんなが行政やりながら、繋げてきた中でやっているのが共同事業です。国も最近コンパクトシティ構想とか色々なことを言い始めていますけれども、私は、やはりこれからの社会は住民さんがどこに住んでいようが同じサービス、同じ負担というものが、行政の自治体の枠を超えて住民の願いになってきていると思うんです。ですから、そういったことを一足飛びにそういう話に持って行くのは大変かもしれませんが、意見としては当議会の議員をさせていただきましたので、今後また検討していただけたらと思います。よろしくをお願いします。

○議長（北村收君） 要望でよろしいですね。以上で事前通告のあった質疑が終了いたしました。以上で議案第2号に対する質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論ありませんか。山内善男君。

○ 5 番（山内善男君） 議案第 2 号平成 26 年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算に対して、反対する討論を行います。1 点目については、先ほど西澤議員の質問にもありましたが、地元協力金についての考え方が私達議員の全体の意思のものになっていないこと、2 つ目には、財務会計システムの全体の財政規模から言いますと大きなシステム導入の予算について、非常に拙速な提案であったこと、3 つ目には、従来から負担割合の議論が行われておりますけれども、これらの議論が十分でない状況の中で、特に広域斎場の大きな負担が待ち構えていること、4 つ目には、紫雲苑の改築工事についてです。従来私たちは紫雲苑が築 30 年しか経過していないのに、何故全面改築なのかということ提起をさせていただいております。当初、広域行政組合の方も 2004 年、今から言えばちょうど 10 年前に当たりますけれども、火葬炉部分だけの取り換えのみの改修で、約 4 億円程度の事業計画を提起をされておりました。さらに、昨年はこの 2 月の定例議会において全体金額としては全面建替えという計画が示されて、その中では 11 億 5,400 万円の提起でした。それが今新たに提起をされ直して、12 億 3,638 万 9 千円の提起です。昨年の提起から比べましても 9,200 万円

の予算の増額が図られております。そういう点で、私達は住民の負担をできるだけ軽くするという所で部分改修で十分いけるということで、提起もさせていただいたところですが、これだけ大きな金額の増大について、今言った 4 点について残念ながら反対の討論といたします。以上です。

○ 議長（北村收君） 他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（北村收君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。議案第 2 号平成 26 年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算を、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○ 議長（北村收君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議案第 2 号平成 26 年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 5 一般質問

○ 議長（北村收君） 次に、日程第 5、定例会でありますので、当組合所管事項に対する一般質問を行います。

一般質問の通告書が提出されておりますので、発言を許します。質問

は一括でお願いいたします。通告提出順にお願いいたします。1番目。5番山内善男君。

○5番（山内善男君） それでは一般質問させていただきます。2月10日の湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会の会議の内容についてお伺いいたします。1つ目は、昨年8月の定例議会における質問で、5月の協議会で総括をしたと、これは三津海瀬町の広域ごみ処理建設の問題について、昨年の2月の定例議会で前獅山彦根市長が断念をしたと言われる問題についてですけれども、5月の協議会で総括をしたと当局側は答弁をされましたけれども、その中で、ホームページにもその経緯、総括についてはあげていると答弁をいただきましたが、しかし、その後私も検証をさせていただきましたけれども、内容は単なる経緯の報告だけでしかなく、今回初めてそれなりの総括をして今後の方針を提起をされたというふうに思います。そういう点では、昨年8月の定例議会における私の質問の答弁については、当局側の認識の違いがあるのではないかということをまず指摘をしたいと思います。

○議長（北村收君） 建設推進室長。

○建設推進室長（山岸将郎君） 1問目の今質問いただいたことについてお答えします。三津、海瀬地区に

つきましては、平成25年2月の組合議会の管理者断念答弁の中で終了したものでございます。8月組合議会定例会では、三津、海瀬地区の候補地についての真摯な総括につきましては、5月29日に公開開催しました湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会の中で、経過について詳細に説明し総括しておりますと答えていたしましたところでございます。今度の2月10日に開催されました湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会では、三津、海瀬地区にまたがる候補地への新ごみ処理施設建設を断念した前年度の選定作業の問題点を探り、振り返って課題を把握し改善点を検討をしたものでございますのでご理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（北村收君） 再質問ありますか。山内善男君。

○5番（山内善男君） 本来昨年5月の協議会で、この2月に提起をされた部分が提起をされなければならなかったのではないかというふうな指摘です。そういう意味では遅きに失したとはいえ、真摯に総括を2月の協議会の中ではしていただいて、事務当局の方からの提起ですけれどもそれなりに評価はできると私は思っているところです。しかし2点目でありますけれども、今回の提起の中でも、新しい方針の提起の中でも、

広域議会、この議会あるいは各自自治体の地方議会がどれだけ関わっていただけるのか非常に不透明です。私も三津、海瀬の候補地の経過から言いますと、彦根の議会でも議論できないしこの議会でも議論することができない、住民から選出されている議員でありながら、候補地選定については全く議論ができないというのは本当におかしい、道理に合わないというふうに指摘をしてきました。それで、今回の提起の中で議員がしっかり関われる場がもてるのかどうか、そういう提起が十分見えないわけですが、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（北村收君） 建設推進室長。

○建設推進室長（山岸将郎君） これまでも候補地選定に関しましては、促進協議会と議会との関係について組合議会においてご指摘を受けていることは承知しているところでございます。このことを踏まえまして2月10日の促進協議会では、候補地選定業務を促進協議会ではなく組合業務とし、公募委員、学識経験者などを含めた候補地選定委員会を発足させ、検討していく旨の事務局提案を行いまして、促進協議会の幹事会で検討していくよう指示を受けたところでございます。また、候補地選定の経過につきましては、今回全員協議会におきましてご報告しましたよ

うに、逐次組合議会への報告をさせていただき予定でございますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（北村收君） 再再質問ありますか。山内善男君。

○5番（山内善男君） 今お答えいただきましたが、組合業務としてというようにおっしゃいましたけれども、候補地選定委員会とするということなんですが、もう少しイメージとして見えないのですけれども、私達議員が候補地選定委員会の中に全員入るということで理解をされているのでしょうか。その辺りもう少し丁寧な説明が必要だと思いますが。

○議長（北村收君） 建設推進室長。

○建設推進室長（山岸将郎君） 候補地選定委員会につきましては、この前の促進協議会で初めて提案をさせてもらった件なんですけれども、まずは公開で公正な候補地の選定をしていくということを進めていくために、少し以前からお答えをしてました組合の方の業務と促進協議会の業務というのが分かれていた部分がございますので、組合の選定委員会という形で検討していきたいなというふうに事務局としては考えておるところでございます。ただ、この辺につきましてはまだ確定要素ではございませんので、明確にこうだということがお答えできないのが今心苦

しいんですけれども、議員の方を全員入れてという形ではございませんけれども、ただ組合の仕事としてはやっていくつもりでございますので、その辺でご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（北村收君） 通告提出順2番目であります16番安澤勝君。

○16番（安澤勝君） それでは一般廃棄物処理施設の今後の見通しについてお伺いしたいと思っております。生活に欠かせない施設でありますし、他市の事例をみても8年とか10年、建設にはおよそ10年ぐらいの年月がかかると思われる処理施設の稼働でございますが、そこまでに至るまでのスケジュールについてお示しいただきたいと思っております。

○議長（北村收君） 建設推進室長。

○建設推進室長（山岸将郎君） 2月10日開催の湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会では、前年度の検証、県内先進地の調査結果をもとに今後の新たな手法について協議したところでございます。今後につきましては、公募方法や地元振興策の事前検討、選定委員会等の立ち上げなど根本的な方針を決定のうえ、候補地募集要項を作成していくこととなります。この要項作成とともにタイムスケジュールにつきましても検討していく予定でございます。現時点でタイムスケジュールについ

て明確なお答えをすることができませんが、今回からは選定委員会方式というものを採用していったり、公募方式のための地域振興策の事前検討など、募集要項の検討期間、また募集、審査にかかる期間を十分取って進めることになっておりますので、当組合の場合10年を超える期間になると考えておりますので、ご理解よろしく申し上げます。

○議長（北村收君） 再質問ありますか。安澤勝君。

○16番（安澤勝君） まだタイムスケジュールはしっかりしたものがない、10年を超えてかかっていくというようなご答弁だったかと思うんですけれども、やはりこれは本当に生活には欠かせない施設でございますし、できる限り早いスパンで、急ぐところは急ぐ、しっかりするところはするということで、いつまでもただらだらだら無駄な時間をかけるといことはしないで、迅速な対応で、確か管理者である大久保市長が喫緊の課題であるというふうな表現をされておられます。喫緊の課題ということは、そんな10年以上かかるというような呑気なことは言ってられないと思うのです。ですから、その辺については喫緊の課題であるということをも十分認識した上で、スピード感をもった対応をしていただきたいというふうに思いますので、これは

質問ではなく要望ということで、迅速に対応を進めていただきたいと思います。議長、次に移ってよろしいですか。公募の要件についてでございますが、要件につきましても、その場で、いわゆる手を挙げた所、その場所によって要件についても異なってくると思うんですけれども、その辺はどのようにお考えなのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（北村收君） 今の安澤勝君の2番目ですが、当初に一括質問でやってくれということであります。質問は通告されてても一括でお願いしたいと思います。建設推進室長。

○建設推進室長（山岸将郎君） 公募要件につきましては、先ほども答弁しましたけれども、これから促進協議会ないしは候補地選定委員会で検討していくことを想定しておりますので、現時点で明確なお答えをすることができません。県内他市の事例でございますと、敷地面積、接道および土地利用状況、人家からの距離、文化財の有無などを要件とされておりますけれども、この部分が非常に重要でございます。さらに調査研究のうえ、選定委員会等で検討してまいりたいと考えております。また、公募要件には、今回から地域振興策も事前に決めるとしてございまして、この点につきましては、各市

町の財政部門とも十分協議のうえ慎重に決定してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（北村收君） よろしいですか。それでは通告提出順3番目であります8番今村恵美子さん。

○8番（今村恵美子さん） それでは、無駄遣いの大型改築にしないために取り組んでいただきたいと思いますということで3点について。今この時代に多額の起債をして大型公共工事をするのは、住民への後年度負担の増大と財政硬直化や税金の無駄使いに繋がってまいります。私は、使える部分は活用した必要最低限の改修が本来ベターだったと考えております。そういったことも含みながら、下記3点を伺いたいと思います。1点目、工事入札改善で経費節減、節約の具体的な取組は当組合としては考えておられますか、説明を求めます。また、当組合管内での経済循環、地域循環型、今回4月に消費税増税をされて予算もそれで経費も膨れているわけですがけれども、こういった中で非常に管内での地元業者にとってもこれから厳しい時代がやってくるわけですね。そういった面で地元、地域循環型の公共工事発注、こういったことを進めていく方策としては、当組合は特別に対策を進めておられるのか、これが1点目ですね。

2点目、今後の紫雲苑、斎場のサ

ービスの中で、今も霊安室がありますけれども、ご遺体だけ先に来て次の日に火葬処理をされるということもありますが、かつては紫雲苑でも宿直業務の人がいらっしゃって、ご遺体がある場合には親族家族の紫雲苑での看取りのな感じで、そういうこともできる体制がありました。それが途中から無くなってきたんですけれども、やはりこれからの社会は無縁社会になっていきますし、家族といっても必ず葬儀を出すことができるそういった人ばかりではありません。ですから紫雲苑のサービスとしても、霊安室に安置されて次の日に火葬されるそういった方も出てくるはずなんです。ですから当組合におきましても親族、そういった方々への宿泊サービスも復活してやっていくべきだと私は思いますが、今回そういう体制を作っていくということについて、どう思われていますか。これが2点目です。

3点目なんですけれども、よく火葬施設の更新をすると、同時に火葬料金の引き上げがセットで行われるといった事例が今までも他の所の話をお聞きしましたらあります。私は、以前ここの火葬業務の使用料ももっと下げたらどうかというお話もさせてもらったことはあるんです。各関係市町で結局運営費を全部税金で補てんされてるわけですから、それに

合わせて個人負担をさらに上乗せしていくというやり方はいかなものかという点も指摘させてもらいました。今回は新しい改築をされるという方向性がでましたけれども、料金に関しては凍結して今の現料金でやっていくという形で、関係市町住民に対しては私はやるべきではないかなと思っておりますので、当組合の考えをお聞かせいただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（北村收君） 総務課長。

○総務課長（山田禎夫君） ただ今、今村議員から3点のご質問がございました。そのうち、1点目と3点目につきまして私の方から答弁をさせていただきますたいと思ひます。

まず1点目、工事入札改善で経費節減の具体的な取組はあるのかということですが、これまで組合議会では、入札契約制度の改革について今村議員から問題提起をいただいているところでございます。組合におきましては、入札、契約制度検討委員会を立ち上げ、担当事務レベルでのワーキンググループ会議を2回行い、条件付一般競争入札制度などの検討を行ったところでございます。条件付一般競争入札を導入する場合、業者間での競争性を今までよりも高めることができ、落札額が低くなることを見込まれることから、経費節約につながるものと一般的に

考えられるところでございます。今後、条件付一般競争入札制度の確立に向けて要綱の制定に努めてまいりたいと考えているところでございます。続きまして、当組合管内の経済循環型の工事発注を進める方策は考えているのかということにつきましては、組合におきましても公共事業は地域経済の活性化に繋がるということを認識しており、今回の紫雲苑改築工事につきましても、地元業者が入札参加願えるよう建築、機械設備、電気設備といった工事種別ごとに分離発注を考えているところでございます。このように、分離発注をすることにより地元業者の受注者を増やし、管内での経済循環が起るよう配慮してまいりたいと考えているところでございます。

次に質問の3点目でございます。新しい施設になっても火葬料金は現行料金を維持すべきと考えるのがいかかということですが、平成26年4月から消費税率が5%から8%に改定されて、各種料金の値上がりは予定されているところでございます。当組合の使用料につきましては、平成26年度予算でも値上げをせず、現行どおりで予算計上をしているところでございます。現時点では、現行料金を維持していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（北村收君） 紫雲苑場長。

○紫雲苑場長（谷川勝彦君） 今後の斎場利用ニーズの体制整備を求めることについてお答えいたします。紫雲苑の利用につきましては、管内の葬儀業者を通して行われており、遺体安置と親族の宿泊サービスの体制整備を図るには、葬儀業者との協議が必要であります。また、限られた建物の中でスペース的に厳しい状況にあります。さて、当初紫雲苑の建設では、建築基準法第51条の規定により都市計画決定する必要があり、都市計画法第11条で規定されている都市施設の火葬場として、同法第19条の規定により都市計画決定されており、火葬場の経営は、墓地、埋葬等に関する法律第10条の規定により、滋賀県知事の許可があったものです。万が一、宿泊サービスを行う場合、火葬場とは一部目的外の施設への用途の変更となりまして、都市計画の変更が必要となり、更に宿泊施設ですと衛生上での許可が必要となることから、議員のご提案のことは現状では困難かと思われまます。また、葬儀場と火葬場は、利用圏、利用サイクルが全く異なる施設です。特に通夜にも対応するとなると夜間の管理の問題もあり、現状では難しいと考えております。以上でございます。

○議長（北村收君） 再質問ありま

すか。今村恵美子さん。

〇 8 番（今村恵美子さん） 1 点目の工事入札改善のことですけれども、私、事前に入札結果報告書を情報公開請求させていただきまして、25 年分の指名競争入札を行った分に関しましては報告書を見せていただきました。当組合の入札に係る行為で多いのは、中山投棄場また日夏投棄場の色々な工事入札、また投棄場に係る検査委託料、こういった色んな調査、検査そういった委託料とか維持管理の業務委託、こういったことと、今回は紫雲苑が 30 年ぶりの大型改築で、この実施設計業務委託の入札が行われています。特徴的なのは工事入札などは落札率を 9 割を割っています。最低制限価格を設けている中で応札業者の棄権、辞退、最低価格よりも低かったという所が結構出てます。特に紫雲苑の実実施設計委託業務は予定価格に比べて 82.7%で落札をしているんですが、最低制限価格との差は 115 万 4 千円。その内最低制限価格未満というのが 12 社の内 5 社もありました。こういったのは、本来でしたら設計委託業務ですから最低制限価格は撤廃していてもよかったのではないかなという感じもします。また、こういう未満が多いということは、独自にできるという自信を持った会社が多かったわけですから、変動型の最低制限価格

制度を導入すればさらに入札の落札価格は下がって、当組合の経費はういてあがるんです。最低制限価格を設けているのに高止まりした予定価格に近いところでの落札が多いというのも、当組合の工事、指名競争入札では出てます。また、検査委託は専門業者的な人達が県内の同じ顔ぶれで同じ入札をしているので、最低制限価格を設けていなくても高止まり、予定価格とほとんど変わらない 95%、96%。こういった 5 社とか 3 社とかほんまにいつも同じ、どこにいても入札一緒というような人達がほとんど予定価格と僅差でこの落札をしていくというやり方も、この時代、入札行為の中で厳しく点検していかなければいけないと思います。また、こういう管理業務委託でも入札して、1 回落ちなくても 2 回やるというのもありましたが、1 位不動ということでいつも同じ人が 1 番低いということは、業者間の談合の疑いがあるわけです。何度しても必ず同じ人が低い。他の人が必ず高いというのは入札のあり方も問題です。先ほど、課長の方から条件付一般競争入札を今後検討課題として入札、契約行為の適切化、透明性、経費節減そういったことでやっていくということですが、これは提案ですけれども、当然一般競争入札は取り組んでいかなければならないと思います。

そういった中で、電子入札、郵便入札、こういった業者間の繋がりを持ってないような関係も含めて検討して下さい。先ほど高い電算機器を入れてやるというお話で、導入、利用したいとおっしゃっていました。それと指名競争入札では、変動型の最低制限価格の検討、それから、指名競争入札でも公募型というの也有るんです。公募してそれで指名に入りたいという人は全部入札に入れるやり方もあります。特に、専門業種、専門業務の入札に関しては厳しく、そういった同業者の中での高止まりすることができないシステムを考えていただかないとこういった経費だけでも、今回の26年度経費は、工事に関しては9億からもうちょっとあるのか知りませんが、そういった中でも節約出来れば1割でもものすごく大きいです。使用料含めて住民の税金で運営していただいている当組合ですので、是非そういうことも検討していただきたいと思います。1番についてはそうです。分割発注というのは私もそういう方向性でいくのかなと思っていましたので、是非進めて管内の色々な業者の人が仕事ができるということで、そういうことは大事だと思いますのでよろしくお願ひします。

2番目、紫雲苑の利用の宿泊というとすごくあれですけれども。以前

は、当初出来た頃は葬儀屋さんとの関係無く、病院から直接、火葬は火葬証明書があってその時間まではできませんので、その間を親族の方とかでも和室の所で待ってずっとおられる、夜もいるという時もあったと聞いたんですけれども、それは当初そういったサービスをしてたんだというふうに職員が宿泊業務が当直業務になるのでそういった時間外の仕事が増えるということで受け入れなくなったと聞いたんですけれども、今回、そういったことも今後の方向としては民間のセレモニーを借りない人も出てきますし、遠隔地の人、子どもさんが遠い人もいますし、一人で住んで一人で亡くられる場合もありますし、そういったことを含めたサービスとして法的な色々な整備も必要であれば含めて是非検討していただきたいですが、それはどうでしょうか。

3番については、今の状況の中で値上げは考えてないということなので、非常に住民にとってはありがたいことだと思っております。

1番と2番については再度答弁をお願いいたします。

○議長（北村收君） 事務局長。

○事務局長（疋田武美君） それでは私の方から最初の工事入札の関係で、提案に対しての答弁とはなりませんけれども、考え方をご披露させ

ていただきます。私ども少人数の組合でございますので、公共工事の入札及び契約の適正化を促進するためには、契約業務の執行体制の整備が必要になってくるというふうに考えているところでございます。それらをするための専門的な職員を置くか、専属の職員を置くということが必要になってくるのではないかとこのように考えております。そのためにも他の業務の省略化とか簡略化とかにより、人員を確保しながら契約業務にある程度充てていけるようにしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

そして、紫雲苑に關しましての宿泊でございますけれども、宿泊として料金をとらなければならないとなりますと旅館業法の適用を受けるといことで、県知事の許可がある、そのための設備が要ることになりますし、それ以前の問題としまして火葬場の都市計画決定の問題がございます。そこで、今度建てようとする所の多賀の敏満寺区ですけれども、そこは目的外使用ということになりますして、市街化調整区域でございますのでそういう施設はできない、建てられないという結論でございます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（北村收君） 再再質問あり

ますか。今村恵美子さん。

○8番（今村恵美子さん） 今、局長の方から契約執行体制の専属職員とか契約業務をやるという話を出していただいたんですけれども、この入札、契約というのはすごく割と限定的だから、少人数で一人の職員さん、限定された人がいつも入札、契約に関わるということは業者との関係を密にしていくということもあるんです。ですから、私は少ないから当然そういう業務は偏ってくるかもしれませんが、だからこそ、透明性と公正性と誰がみても、どの職員さんがやっても業者に対しても談合にならないし、官製談合と言われたいというシステム作りを是非していただきたいです。それはやり方しだいできると、全国のそういう取組している所見ていたらありますので、是非研究していただきたいと思っております。そうでないと、当たった職員さんが業者との色んなことで逃げ回らなくてはならないとなると気の毒です。よろしく願いいたします。

それから、宿泊というものは目的外というふうなことでできませんというお話ですが、私以前の話を知っていると、そういう人もいまして、だから職員さんが当直して待っておられる方がここにいたんですという話を聞いたのです。その当時はできたのですか。それが無くなって、今

してないんですというそういう話だったので、30年前に前は作られているんですが、そういったこともあったというふうに私は聞いたんですが、その辺は当管内では申し送りのに聞かれておりませんか。それだけ確認させて下さい。

○議長（北村收君） 紫雲苑場長。

○紫雲苑場長（谷川勝彦君） 先ほども申しました斎場の利用でございますが、当初は葬儀業者が少なかった、それで利用されておったと思うんです。今現在、そういう業者がかなり増えてきております。そういう意味でだんだんと少なく利用も無くなって、待合室も本来ですと今ご利用している方もほとんどありません。一旦帰って30分程度で来られるぐらいの利用者もでてこられましたので、そういつて今日まで紫雲苑としては現状の体制でご遺族にご迷惑をおかけしたことはありませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（北村收君） 通告提出順4番目であります6番西澤伸明君。

○6番（西澤伸明君） それでは一括ということですので質問させていただきます。先ほど山内議員の質問に対して、建設推進室の方から当組合と促進協議会が分かれていた間があったということで、その認識が示されましたけれども、私が問いたいのは建設までにたどり着くまでには

協議会、そして、これには議会と住民は建設が決まるまで意見を述べる機会が極めて限定をされます。そして、いざ建設となれば当組合の事業と実態ははなれています。ですから、そこで1つ目でありますが、各加入自治体における住民と行政の議論、協力、合意の積み上げの上にごみ処理施設の対応が進むという共通認識がこの組合では是非必要だと思います。そのところで事業が当組合で成り立っているというように思いますが、この見解を求めます。

2つ目のところでは、現実に総括の文書が出されましたが、候補地2箇所が連続して頓挫した広域化、大型化ありきの方向が根本から見直される必要があるというように思いますが、この見解をお願いいたします。

○議長（北村收君） 総務課長。

○総務課長（山田禎夫君） 1点目について私の方からお答えをしたいと思います。当組合におきまして共同して処理する事務のうち、ゴミ処理施策に関係するものは最終処分場の設置および管理運営に関する事務と、新しいごみ処理施設の設置および管理運営に関する事務でございますが、議員が申される共通認識の上に当組合の事務が成り立つものと考えているところでございます。

○議長（北村收君） 建設推進室長。

○建設推進室長（山岸将郎君） ご

質問の2番目の2か所の候補地断念につきましては、地盤が軟弱であったことや、地元での理解が進まなかったためでありまして、広域化、大型化が原因で断念したのではなく、公共施設集約化による経費削減、熱利用の促進等の広域化の効果の方が大きいと考えられるため、ごみ処理施設建設について現時点で見直しは考えておりません。以上でございます。

○議長（北村収君） 再質問ありますか。西澤申明君

○6番（西澤申明君） 1番目については、今事業と組合の事業の基のところで認識を示していただきました。それで、以前私どもが開催しましたごみ問題の講演会で、ごみ環境問題の専門家であります岩佐ゆみさんがこう言うておられます。生活の最後に排出をされるものをごみと考えることが大変重要だと提起をされました。分別を徹底することで生産工場の経費を大幅に削減している企業の紹介、それから都市ぐるみの4割の減量に成功して、焼却量、3基のうち2基を廃止し財政上も大いに貢献した横浜市などの事例が紹介されました。市民と行政が共に考える視点に立てば、実現可能であることを示しているのではないかと思います。一頃大々的にもてはやされていましたガス化溶解炉方式は、相次

ぐ爆発事故、修理費の増大化、膨大化などで新規に採用されるケースが減ってきていると聞いています。そして、ごみ問題の解決は、第1義的には製品の廃棄後まで生産者が責任を負うという拡大生産者責任の制度を導入するという政治の重要な仕事ですが、日常の住民生活にあった工夫も一人一人に求められていると思います。ごみというのは毎日出てまいります。ごみの問題にどう行政が住民と対応するのかということは、ある意味では一番大事な住民生活の中での、行政がどこを向いて仕事をしているかというところを問われる問題だと思うんですが、この見解をお願いしたいと思います。

○議長（北村収君） 事務局長。

○事務局長（疋田武美君） 答弁させていただきます。広域化によりごみ処理建設を目指す組合といたしましては、ごみ処理を1市4町で共同処理するために、循環型社会の構築を進めていくとともに、ごみ減量化やリサイクルを基本といたしました廃棄物を発生させない、不用となった物を必要な人に有効に利用してもらい、再生利用が可能な廃棄物についてリサイクルを行う、よく言われる3R推進に向けて各自治体での実情に応じた住民との共働が進められていくということが、組合にとっても重要なことであるというふうに認

識しておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（北村收君） 再再質問ありますか。西澤伸明君

○6番（西澤伸明君） 先ほど建設推進室の方からの答弁もありましたけれども、住民の方の協力が得られなかった等があったということであります。ですから現在の状況は、湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会における論議と、国、県の音頭とりによる広域化による大型化計画が国政、自治体と住民の議論を尊重して積み上げながら結論に近づくということになっていないというのが実態だと私は思います。関係市町の首長と小数の幹部の議論と結論だけが、上から押し付ける形にならざるを得ない基本構図になっているものだと思います。これらを根本から見直すことを求めて提起をして、基本構成自治体でのごみ問題における住民合意を図る議論に戻すよう求めたいと思っています。具体的には、促進協議会に係る現在の施設、これは彦根市の処理場と犬上3町と愛荘町が加わり、そしてもう一つ東近江市の一部が加わっています。この統合が将来見込まれているというふうに思うんですが、この統合が必要なのかどうなのか、つまりそもそも論

そのものの構成自治体と関係する市町村の議会にしてもそれから住民の代表にしても論議がされていません。そのそもそも論に立ち戻る必要があると考えますがいかがですか。

○議長（北村收君） 事務局長。

○事務局長（疋田武美君） ご答弁させていただきます。組合の方の広域化のごみ処理で、ごみを効率よく集めるということで一定のごみを確保でき、そこで熱の回収がし易くなります。そして、こういうものを建てる場合には財源が必要になってきますので、財源確保につきましても、国の循環型社会形成推進交付金、これには熱効率の問題、人口が5万人以上とか面積が400k㎡以上であったりという要件が必要とされてきます。彦根市だけの単独で受けることはできますけれども、他の4町だけでは要件が満たされないという状況でございます。また、当然のことながら箱ものを一つに集約した方が建設費、維持費、管理費とも低く抑えることができます。新聞にも載っておりますけれども、大津市の方で、経費削減のために3施設から2施設、1つ減らすこととされました。建設費で33億円、運転費で30年間で59億円、修繕費で30年間で26億円という試算、減額ができるということでございますので、そういうことから考えまして広域化で進めていか

なければならぬというふうを考えております。以上です。

○議長（北村收君） 以上で事前通告による質問は全て終了いたしました。他に質問ありませんか。質問なしと認めます。これで、本日の日程は全部終了いたしました。これにて会議を閉じます。平成26年2月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会を閉会します。皆様、大変ご苦勞様でした。

午後4時24分閉会

会議録署名議員

議 長 北 村 收

議 員 今 村 恵美子

議 員 小 川 喜三郎

全 員 協 議 会
(2 月 28 日)

平成 26 年 2 月 28 日（金曜日）

午後 1 時 55 分開会

○議長（北村收君） 定例会の開会前にお時間をいただきまして、全員協議会を開催させていただきます。それでは、本日の欠席者について事務局から報告させます。事務局長。

○事務局長（疋田武美君） 失礼いたします。それでは、公務などによりまして欠席届が提出されておりますのでご報告いたします。渡辺史郎議員、木村修議員、以上の 2 名の方から欠席届が提出されております。以上でございます。

○議長（北村收君） 次に、今期定例会の開会に当たり、管理者よりごあいさつをお願いいたします。管理者。

○管理者（大久保貴君） 一言ごあいさつを申し上げます。本日は、平成 26 年 2 月組合議会定例会開会にあたりまして、議員の皆様方には何かとお忙しいなかご参加をいただきましてありがとうございました。また、平素から当組合の管理運営に格別のご理解とご支援を頂戴しておりますこと、重ねてお礼申し上げたいと存じます。

さて、本日今期定例会は、平成 25 年度一般会計補正予算、平成 26 年度一般会計予算につきまして議案を提案させていただいておりますので、

ご審議のほどお願い申し上げたいと存じます。簡単ではございますが、一言ごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（北村收君） ありがとうございました。これもちまして、全員協議会を終わります。

午後 1 時 57 分閉会